

# 松江市青年等就農計画認定実施要領

## 1. 目的

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 に規定される青年等就農計画の認定制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等（農業経営を開始して 5 年以内の青年等を含み、認定農業者を除く。以下同じ。）の就農を促進するため、新たな農業経営を営もうとする青年等が松江市農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画を市が認定するものであり、基本構想において、「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」として定めるもののうち、青年等就農計画の認定に係る留意事項及び申請手続き等については本要領に定めるものとする。

## 2. 認定申請者の要件

青年等就農計画の認定申請をすることができる者は、松江市内において新たに農業経営を営もうとする青年等であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望し、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者とする。

### （1）青年

ア. 農業経営開始時の年齢が 18 歳以上 45 歳未満の者

ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると松江市長（以下「市長」という。）が認めた場合には 50 歳未満とする。

イ. 将来、効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展する可能性のある者

（2）青年以外の個人で、効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者

ア. 農業経営開始時の年齢が 65 歳未満の者であって、次のいずれかに該当する者

（ア）商工業その他の事業の経営管理に 3 年以上従事した者

（イ）商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者

（ウ）農業又は農業に関連する事業に 3 年以上従事した者

（エ）農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に 3 年以上従事した者

（オ）（ア）から（エ）までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

- (3) (1) 又は (2) に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

### 3. 認定手続

- (1) 青年等就農計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画認定申請書（青年等就農計画認定申請書様式第 4 号。以下「申請書」という。）を作成し、その他計画内容が妥当と判断されるものであるかを確認するため、次に掲げる付属資料を添付し、市長へ提出する。
- ア. 就農後 5 年間の経営収支に関する資料
  - イ. 就農後 5 年間の資金繰りに関する資料
  - ウ. 労働時間、労働配分計画に関する資料
  - エ. 作付体系に関する資料
  - オ. 研修カリキュラム等の研修による技術・知識の習得状況に関する資料（研修を行う場合のみ）
  - カ. 直前期における決算書又は税務申告の写し（農業承継者の場合のみ）
  - キ. 家族経営協定（案又は写し）（農業承継者及び夫婦等での同一経営の場合のみ）
  - ク. 現経営主と申請者の経営区分に関する資料（農業承継者の場合のみ）
  - ケ. 従業員としての経歴に関する資料（従業員の場合のみ）
  - コ. 法人登記簿謄本及び定款等の写し（法人の場合のみ）
  - サ. その他市長が必要と判断する書類
- (2) 市長は申請書を受理した場合、その内容について、青年等就農計画認定審査会（以下「審査会」という。）に審査の依頼を行う。
- なお、審査会の設置及び運営に関しては、市長が別に定める。
- (3) 審査会は松江市の認定基準に照らして審査した結果を意見書として取りまとめ、申請書と併せて市長へ提出する。
- (4) 青年等就農計画は、審査会の意見を聴取したうえで市長が認定し、認定した時は、青年等就農計画認定書（青年等就農計画認定書様式第 5 号）を認定された申請者（以下「認定新規就農者」という。）に交付するとともに、認定新規就農者の同意を得たうえで、申請書の写しを付してその旨を島根県知事、松江市農業委員会、島根県農業協同組合くにびき地区本部、公益財団法人しまね農業振興公社、島根県農業会議、島根県農業協同組合中央会へ通知する。

(5) 認定された青年等就農計画を変更しようとする場合には、(1) から (4) と同様とする。

(6) 青年等就農計画の認定の有効期間は、認定日から起算して5年間とし、計画を変更した場合でも、計画変更前の有効期間とする。

ただし、認定前に既に農業経営を開始した青年等は、認定日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過する日までとする。

また、認定新規就農者が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けたときは、当該認定新規就農者にかかる青年等就農計画の認定は、その効力を失う。

#### 4. 認定基準

将来、効率的かつ安定的な担い手に発展するような青年等の就農を促進し、それらを育成及び確保するという観点から、青年等就農計画の認定基準を次のとおりとする。

(1) 青年等就農計画が基本構想に照らし適切なものであること。

ア. 農業経営開始後5年目の年間農業所得目標 概ね280万円

ただし、これを下回る場合でも、認定申請者が意欲を持って青年等就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には所得目標に到達することが見込まれること。

イ. 農業経営開始後5年目の年間労働時間 概ね2,000時間  
(主たる農業従事者1人当たり)

ウ. 研修先が、以下の研修先・方法であること。

- (ア) 県農林大学校、国や県の研修教育施設、民間教育施設における研修
- (イ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)における研修
- (ウ) 農業普及員、農業協同組合の営農指導員、指導農業士、青年農業士等による指導研修(青年のみ)
- (エ) 上記の他、これまで研修生の受け入れ実績があり、研修の受入、研修指導体制が整っており、実践的な農業技術、経営方法等が習得可能である研修先と市長が認める研修(ただし、島根県東部農林振興センター、島根県農業協同組合くまびき地区本部等の関係機関の推薦など、諸般の情報により判断)

(2) 青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。

(ア) 青年等就農計画が申請者の技術、経営能力、農業労働力、事業・資金計画

等から総合的にみて実現性が高いこと。

(イ) 経営開始のための事業計画については、整備内容が過剰投資とならないこと。

(ウ) 経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれること。

(3) 青年等就農計画の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修、施設の設置、機械の導入、その他就農時において取るべき措置が目標を達成するため適切なものであること。

(ア) 研修期間 青年（概ね1年以上） 青年以外の個人（概ね6カ月以上）

(イ) 過去の農業教育・研修等経験を含める場合は、妥当と判断される農業教育・研修等経験であったか（経営作目の技術等に関する習得が可能かどうか）を確認すること。

(ウ) 農業経営開始前に（既に農業経営を開始した青年等については認定時に）過去の農業実務経験等が農業経営目標を達成するために十分なものと認められる場合には、新たに研修を受けることを要しない。

(4) 青年以外の個人が有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期限終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

(5) 自ら農業経営を開始しようとする青年等にあっては、青年等就農計画における年農業従事日数について、150日以上であると見込まれること。

(6) 上記に関わらず青年等就農計画の妥当性の判断に必要な事項は、必要に応じて審査基準に加えることができるものとする。

## 5. 認定制度の普及指導

### (1) 普及指導体制

当該制度の普及指導は、東部農林水産振興センター農業振興部、島根県農業協同組合くにびき地区本部、松江市農業委員会、松江市が相互に連携を取ってあたるものとする。

附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。